

公 示

学校法人新潟科学技術学園が発注する建設工事について、総合評価方式による見積合わせを行うので、次のとおり公示します。

令和7年2月21日

学校法人新潟科学技術学園
理事長 杉原 多公通（公印省略）

1. 見積・提案に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 新潟薬科大学新津駅東キャンパス増築工事 |
| (2) 工事場所 | 新潟県新潟市秋葉区新津本町一丁目2019番6、16及び19 |
| (3) 工事期間 | 契約締結日の翌日から令和9年2月末日 |
| (4) 工事概要 | ①新潟薬科大学新津駅東キャンパス増築工事
規模・構造 地上5階建て、構造は提案による
建築面積 926.45 m ² （基本計画段階）
延床面積 4,598.57 m ² （基本計画段階）
上記建物の建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事等
② 既存校舎改修工事（解体含む）
③ 外構工事（解体含む）
④ 設計・管理業務 |
| (5) 予定価格 | 公表しない |
| (6) 最低制限価格 | 設定する（公表しない） |
| (7) 施工形態 | 単独又は特定建設工事共同企業体 |
| (8) 支払い条件 | 前払金 有（ただし、契約金額の30%以内）
中間前払金 無 |
| (10) 契約保証金 | 免除 |
| (11) 契約書の作成 | 要 |

2. 参加要件

次に掲げるすべての要件を満たしていること。なお、設計と施工または複数の施工事業者による共同企業体での参加も可とするが、共同企業体の各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (2) 学校法人新潟科学技術学園の契約に係る取引停止等の取扱要領の規定に基づく取引停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 建築一式工事業について、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 新潟県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 経営事項審査における建築一式の評点が「1,200点以上」であること。
- (6) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録のある者であること。

3. 参加資格の確認

- (1) 本工事の見積合わせに参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
 - ① 参加資格確認申請書
 - ② 配置予定主任（監理）技術者の資格・工事経験
 - ③ 配置予定一級建築士の資格・実績
 - ③ 同種工事の設計・施工実績
 - ④ 経営事項審査の写し
- (2) 申請書等の提出は、直接持参するか一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便の方法で提出すること。なお、如何なる理由があっても提出期限を過ぎた場合には、受付は一切認めない。

【提出期限】 令和7年3月10日（月）12時00分（必着）

【提出場所】 〒956-8603

新潟市秋葉区東島字山居265番地1

新潟薬科大学事務部基盤整備課 担当：中原

電話番号 0250-25-5394

4. 現場説明会の日時と場所

【開催日時】 令和7年3月3日（月）15時00分から

【開催場所】 新潟市秋葉区新津本町1丁目2-37

新潟薬科大学新津駅東キャンパス NE301 講義室

5. 質問及び回答

- (1) 本工事の提案、見積に関し、疑義がある場合は、下記により質疑書を提出すること。
 - ① 質疑書提出期限 令和7年4月30日（水）12:00（必着）
 - ② 提出先及び提出方法
提出先：新潟薬科大学 事務部基盤整備課 中原 宛
提出方法：E-メールにて送信
提出先メールアドレス：nakahara@nupals.ac.jp
- (2) 回答書の交付
 - ① 回答日：原則、質問のあった翌週末

② 回答方法：すべての質疑の回答を、参加者全員にメール送信する。

(3) その他

外観上、構造上、設備上当然に必要なと認められる事項については、請負金額の範囲内で施工すること。

6. 提案書・見積書の提出

(1) 提出部数

① 提案書 3部 及び PDFデータ 1部

② 見積書及び見積内訳書 各3部（見積総額は税込にて記載すること）

(2) 提出日

日時 令和7年5月19日（月）12:00（必着）

(3) 提出場所

〒956-8603

新潟市秋葉区東島字山居265番地1

新潟薬科大学 事務部基盤整備課 担当：中原

7. 契約の相手方選定方法等

(1) 契約の相手方の選定は、選定委員会において行う。

(2) 審査は、選定委員会において、提案書及び見積書、施工実績等について、評価基準に基づき評価する。

その評価点が最も高い者を第1交渉権者とし、契約締結に向けて請負金額調整・契約交渉を行う。ただし、第1交渉権者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち次点の者を第1交渉権者とすることがある。なお、順位第一位の者が複数の場合は、くじ引きにより第1交渉権者を決定する。

(3) 審査結果については、速やかに通知する。交渉権第2位及び第3位となった者については、順位を通知内容に加える。ただし、辞退、無効及び失格の場合は通知しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、公表しない。

8. 参加者の失格事項

提案書等の提出において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 期限までに、提案書等の提出がなかった者

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者

なお、契約締結後であっても、虚偽又は不正行為が判明した場合には、契約の解除ができる。

9. 契約書

本工事に係る契約は、民間連合協定工事請負契約約款に準ずるものとする。見積作業及び工

事契約に係る費用については、すべて業者負担とする。

10. 本件に関する問い合わせ先

新潟薬科大学 事務部基盤整備課 担当：中原

電話番号 0250-25-5394

メールアドレス nakahara@nupals.ac.jp